

改正

令和6年3月27日訓令第8号

令和6年11月22日訓令第30号

令和7年4月22日訓令第23号

令和8年4月22日訓令第20号

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO₂の削減の取組を推進するため、自家消費を行う住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V2H）（以下「発電設備等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、奈半利町補助金交付規則（平成8年奈半利町規則第1号）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる発電設備等は、次の各号に掲げる要件を満たしたものである。ただし、蓄電システムと電気自動車等充給電設備（V2H）（以下「蓄電システム等」という。）はどちらか一方のみを利用できるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電設備

ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで接続し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの

イ 新設する未使用品であるもの

ウ 太陽電池モジュールについては、一般社団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は、日本工業規格（JIS）若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に適合する等、同相当の性能及び品質が確認されるもの

エ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの

オ 補助金の交付決定日以降に契約するもの

カ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(2) 蓄電システム

ア 発電設備により発電する電力を充放電し、定置用蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの

イ 日本工業規格（JIS）若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの

ウ 新設する未使用品であるもの

エ 補助金の交付決定日以降に契約するもの

オ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(3) 電気自動車等充給電設備（V2H）

ア 電気自動車に搭載された電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できる機能を有するもの

- イ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV2H充放電補助金の補助対象設備として登録されているもの
- ウ 未使用品であるもの
- エ 10kW未満の太陽光発電設備と連携するもの
- オ 補助金の交付決定日以降に契約するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条に規定する実績報告をする日において、本町の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 自らが居住している町内の専用住宅又は町内に居住を予定している専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電システム等の両方を設置又は、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合であって新たに蓄電システム等を導入又は、既に当該専用住宅に蓄電システム等を導入している場合であって新たに太陽光発電設備を導入する個人であること。
- (3) 電力事業者と電力受給契約を締結していること。
- (4) 県税及び町税等を滞納していないこと。
- (5) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年2月8日規則第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号の合計金額以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 発電設備の設備容量（「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てた値とする。）に4万円を乗じて得た額とし、上限を1件当たり20万円とする。
- (2) 補助対象設備を蓄電システムとする場合、設備容量（単位はkWhとし、小数点第3位までを切り捨てる。）に4万円を乗じて得た額とし、上限を1件当たり40万円とする。
- (3) 補助対象設備を電気自動車等充給電設備（V2H）とする場合、以下のいずれか少ない方（対象経費は本体価格とその付属品のみ）とし、上限を1件当たり30万円とする。

ア 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額

イ 電気自動車等充給電設備（V2H）の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電設備等の設置工事等に係る契約前に様式第1号に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 発電設備等を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電設備等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (5) 対象システムの概要が確認できる書類、又は仕様書の写し
- (6) モジュール配置図の写し

- (7) 誓約書兼同意書
 - (8) 県税の滞納がないことがわかる書類
 - (9) その他町長が必要とする書類
- (補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、様式第2号により通知する。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに様式第3号（以下「変更申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は町長が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、様式第4号により通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する1月31日のいずれか早い日までに様式第5号（以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 発電設備等の設置状況、インバータ、接続箱等の写真、発電設備等の設置状況が確認できる写真
- (2) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 発電設備等の設置に係る領収書の写し
- (4) 電力事業者と締結した電力受給契約書の内容が確認できる書類の写し
- (5) 施工事業者のしゅん工検査の試験記録の写し
- (6) 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものが無い場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱の物に限る。））の写し
- (7) その他町長が必要とする書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、様式第7号を町長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(処分の承認)

第12条 補助事業者は、発電設備等の法定耐用年数の期間内において、当該発電設備等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号を町長に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 前項の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、町長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第15条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき公布された補助金については、第11条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月27日訓令第8号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月22日訓令第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年4月22日訓令第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年4月22日訓令第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。